

Title	倭の五王の遣使年代について
Sub Title	
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.3 (1964. 11) ,p.100(342)- 100(342)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	余白録
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19641100-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

倭の五王の遣使年代について

宋書には本紀と夷蛮伝とに倭国王の遣使貢獻の記事がある。その大半は讚・珍・濟・興・武と遣使の倭国王名を明記しているが、本紀には倭国王とか倭国とのみあつて、王名を記載していないものも存する（元嘉七年・大明四年・昇明元年）。そこでこれらの遣使者がどの倭国王に相当するかをめぐり、従来さまざまの推察がなされてきたのである。

いま、先説をかえりみるに、いずれも推定の拠りどころを記紀の年紀に求めて、その年代には誰がふさわしいと決めており、それも諸説に分れて決着をみない。記紀いずれの年紀を、どのように採用するか論者の恣意に委ねられるからである。しかし、一步離れて、記紀の年紀はそれほど信憑性をもつものであろうか。天皇名・系譜などの帝紀的部分は信用度がたかいといえても、その年紀にかけての記述には後世の作為を認め信ずるに足りぬというのが、記紀の研究成果の指示するところであろう。記紀の年紀との対比によつて倭国王名を探る方法には不信の念を抱かざるを得ないのである。

それでは、倭国王名をどのようにして求めるべきか。改めて考えるに、倭王の最初の遣使貢獻において倭国王号を除けてしていることが注意される。すなわち、倭国王に除せられた年代をもつて倭国王交代のときとみるのである。かく考えたと、讚から珍への交代は元嘉一五年（四三八）、珍から濟へは同二〇年（四四三）、濟から興へは大明六年（四六二）、興から武へは昇明二年（四七八）と認定されよう。そして、これに準拠するとき、元嘉七年（四三〇）遣使の倭国王は讚であり、大明四年（四六〇）のは濟であることが判明する。ただし、昇明元年（四七七）の遣使者については、一応興とみられるが、また橋本増吉氏らのいうように元年十一月入貢・翌年五月除授と連結して武の遣使とみることも可能かと考えられるので、興か武と判断を保留しておきたいと思う。

上述の考案を整理すれば、宋書による各王の遣使年代は、讚は四二一↓四三〇、珍は四三八、濟は四四三↓四六〇、興は四六二↓四七七？、武は四七八となるのであり、これによつてまた天皇の在位年代をも推しうるのであろう。

（志水正司）